

# 医療承継対策セミナー

ゲスト  
厚生労働省

備えよう！これからの医業承継の対策と進め方

01

持分なし  
医療法人への移行  
のメリットとは

02

基本を再確認  
医療法人制度の現状

03

事例から学ぶ  
承継対策

急速に進む高齢化や少子化の影響で、医療機関の後継者不在率は約9割とも言われ、後継者不足が浮き彫りになっています。親族間承継をはじめとして、承継対策は早目の検討が肝心です。

今回は今だからこそできる将来への対策を、公認会計士/税理士から事例を交えた医業承継について、厚生労働省から認定医療法人制度についてわかりやすく解説します。

視聴期間

2023年9月14日(木) ~ 2023年11月30日(木)

セミナー内容・講師

## 第1章 (30分)

### 失敗しない医業承継の舵取り

医療法人制度の現状と問題点

事例に基づく医療法人ごとの承継パターン

辻・本郷 税理士法人

ヘルスケア事業部

公認会計士 税理士 須田 博行 氏

## 第2章 (30分)

### 認定医療法人制度の概要

持分なし医療法人への移行を検討する際の留意点・  
移行計画の認定要件と留意点

厚生労働省

医政局医療経営支援課 医業経営専門官

唐澤 周宇 氏

大手監査法人を経て、2011年辻・本郷 税理士法人入所。医療法人・株式会社の税務申告及びアドバイス等を中心に担当。また、特定医療法人・認定医療法人等、出資持分なし医療法人への移行支援にも従事。2019年に辻・本郷グループの医療系コンサルティング会社である本郷メディカルソリューションズ(株)の代表取締役役に就任。現在に至る。

税理士法人入所後、全国の医療機関等に対する税務コンサルティング業務、承継支援業務等に携わる。2021年より現職（医政局医療経営支援課医業経営専門官）。

お申込み方法は裏面をご覧ください

医療承継の問題点を整理

医療承継の問題点

- 1 経営問題
2 立派問題
3 出資問題
4 相続問題

事例パターン①: 遺言付資産継承請求訴訟を提起されたケース

遺言付資産継承請求訴訟を提起されたケースの事例説明とフローチャート

持ち分なし医療法人制度の基本や留意点等を解説

- よくお問い合わせ
1 そもそも疑問
2 特定利益承継の要件について
3 特定利益承継のメリットは理解している方に残る疑問

持ち分なし移行検討に当たっての留意点① ~ 出資割合の評価 ~ の図解と説明

セミナー動画視聴をご希望の方は以下の手順でお申込みください

- 1 以下のURLへアクセス、またはQRコードを読み取り、「申込」ボタンをクリック
2 必須項目を入力し、「次へ」を押下後、入力内容をご確認のうえ、お申込みください。
3 ご登録いただいたメールアドレスにセミナー視聴方法に関するメールを送付いたします。

https://n-questant.smarkt.jp/public/seminar/view/108406



申込フォームのスクリーンショット

この度はオンラインセミナーのご視聴、アンケートにご回答いただきまして、誠にありがとうございました。
セミナー資料を送付させていただきます。
以下のURLより資料をダウンロードいただきますようお願いいたします。

ご注意いただきたいこと
※ 日本生命の担当者よりご案内させていただいたお客様は当ご案内ビラ右下に記載の「セミナーコード」をご入力ください。

ご利用推奨環境 (動作確認済環境)

●当サービスを快適にご利用いただくために、以下の環境でのご利用を推奨いたします。
※以下の環境下でも、ブラウザとOSの組み合わせ等の理由により、表示不具合や各種機能が一部ご利用にならない場合があります。

推奨環境表: OS, ブラウザ, デバイス, iPhone/iPad, Android

- 当サービスは、株式会社シャノンと委託契約を締結し、『SHANON MARKETING PLATFORM』を利用しております。
○株式会社シャノンでは各種認証を取得し、情報資産管理の強化を図る等、万全のセキュリティ体制を構築しております。

お客様にご入力いただきました個人情報は、日本生命保険相互会社と・本郷 税理士法人の共同で取得します。なお、2社における個人情報の利用目的は以下のとおりです。

【日本生命保険相互会社 個人情報利用目的】
日本生命(以下、当社)は、ご提供いただきましたお客様の個人情報を、次の①~③のとおり利用します。
①「当社からの、各種商品・サービス(関連会社・提携会社のものを含む)のご案内・提供」及び「当社の業務に関する情報提供・運営管理」に必要な範囲で利用します。
②関連会社・提携会社等、お客様の取引履歴等の情報を分析して、各種商品・サービスののご案内・提供(広告等の配信を含む)をさせていただきます。
③取扱職員が同社と直接代理店契約を結んだ損害保険代理店である場合、取扱職員が取扱う保険商品の提案に必要な範囲で、同社と当該職員と共同で利用します。

【社・本郷 税理士法人 個人情報利用目的】
https://www.ht-tax.or.jp/privacypolicy.php



日本生命保険相互会社

セミナーコード: